

15:25～16:15

地域生活支援拠点等の機能化について

令和7年6月4日 令和7年度相談支援従事者指導者養成研修

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課地域生活・発達障害者支援室 地域移行支援専門官

障害福祉課 障害福祉専門官（精神障害福祉担当） 金川 洋輔

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

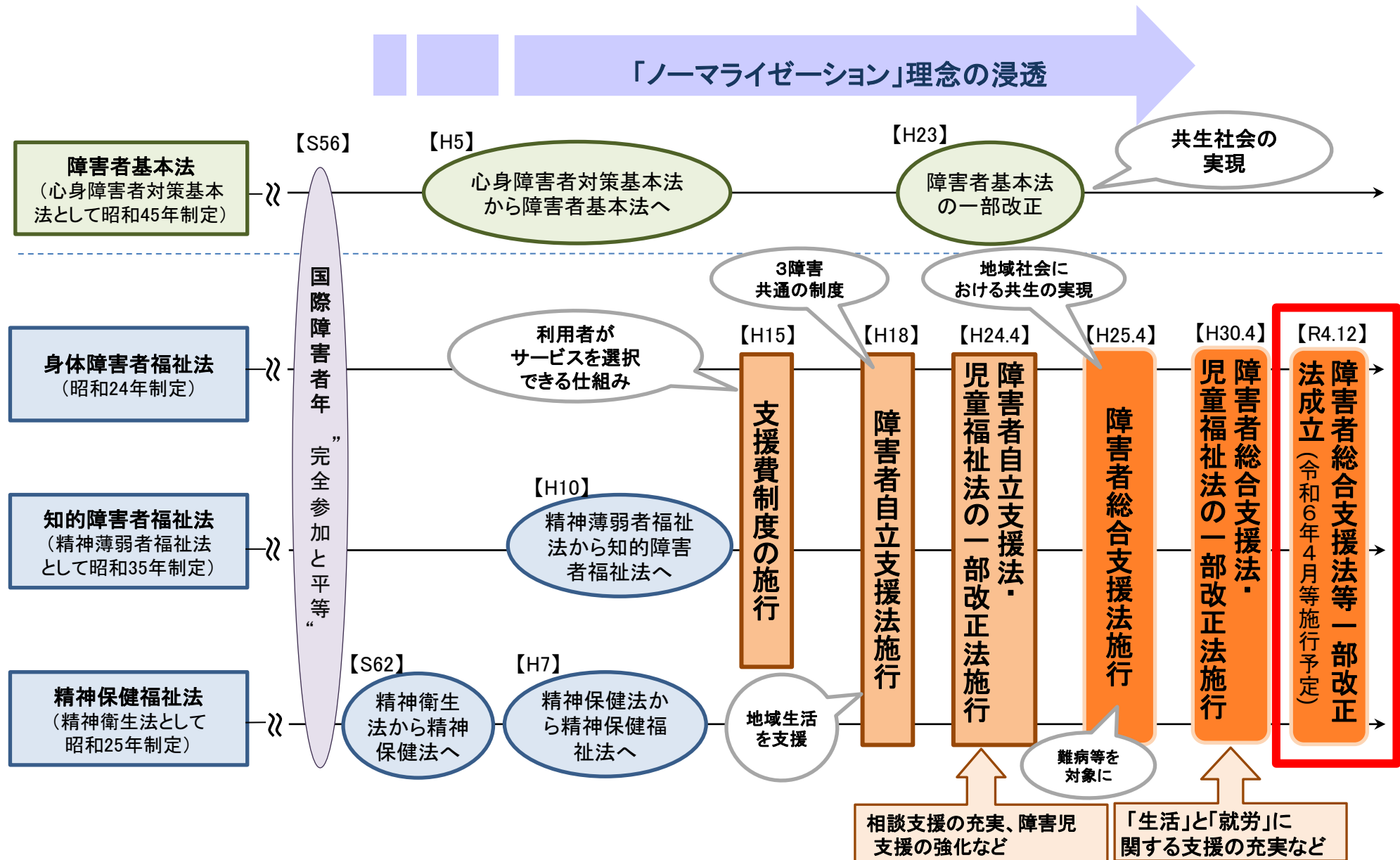
目次

1. 地域生活支援拠点等の整備推進に向けた、令和4年度障害者総合支援法の一部改正について
2. 地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能について
3. 地域生活支援拠点等の機能の強化と強化するための報酬改定等について
4. 入院・入所からの地域移行支援に係る機能と自立生活援助・地域定着支援の報酬改定等について
5. 整備の手順や整備状況等
6. 参考資料

1

- 1. 地域生活支援拠点等の整備推進に向けた、令和4年度障害者総合支援法の一部改正について**
2. 地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能について
3. 地域生活支援拠点等の機能の強化と強化するための報酬改定等について
4. 入院・入所からの地域移行支援に係る機能と自立生活援助・地域定着支援の報酬改定等について
5. 整備の手順や整備状況等
6. 参考資料

障害保健福祉施策の歴史



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（市町村の地域生活支援事業）

第七十七条

- 3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。
 - 一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業
 - 二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業
 - 三 前二号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業
- 4 市町村は、前項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するために、地域生活支援拠点等（これらの事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制をいう。）を整備するものとする。

地域生活支援拠点等の現状及び課題、今後の取組について

～社会保障審議会障害者部会 報告書(R4.6)より一部抜粋～

【基本的な考え方】

- 障害者の入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者がどの地域においても安心して地域生活を送れるよう、障害者が希望する多様な地域生活の実現に向けた支援や地域生活支援拠点等の整備・充実等を図ることが必要である。

【現状・課題】

- 障害者の親亡き後を見据え障害者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備が進められているが、**約5割の市町村における整備に留まっている。また、形式的な整備が目的化している場合があるとの指摘もある。**



令和3年4月1日時点で整備済み
921市町村（52.9%）

【今後の取組】

（市町村）

- 地域生活の安心の確保を図るための緊急時の短期入所の受入体制の整備を図るとともに、入所施設や精神科病院等における地域移行のニーズの把握と働きかけの実施、地域移行支援や体験利用へのつなぎなどの地域移行の推進に向けた役割を担うことが重要である。
- 地域の利用者や家族等からニーズを把握し、継続的に地域のニーズを踏まえた必要な機能が備わっているか検証し、地域の実情に応じて必要な機能の強化を図っていくことが重要である。
今後、各市町村が、地域のニーズを踏まえた必要な機能が備わっているか、PDCAサイクルを通じて継続的に検証・検討するための標準的な評価指標や評価のプロセスを検討した上で、全国的に周知を図り、市町村におけるPDCAサイクルを通じて地域生活支援拠点等の機能の充実を推進していく必要がある。

地域生活支援拠点等の今後の取組について ～社会保障審議会障害者部会 報告書(R4.6)より一部抜粋～

【今後の取組】

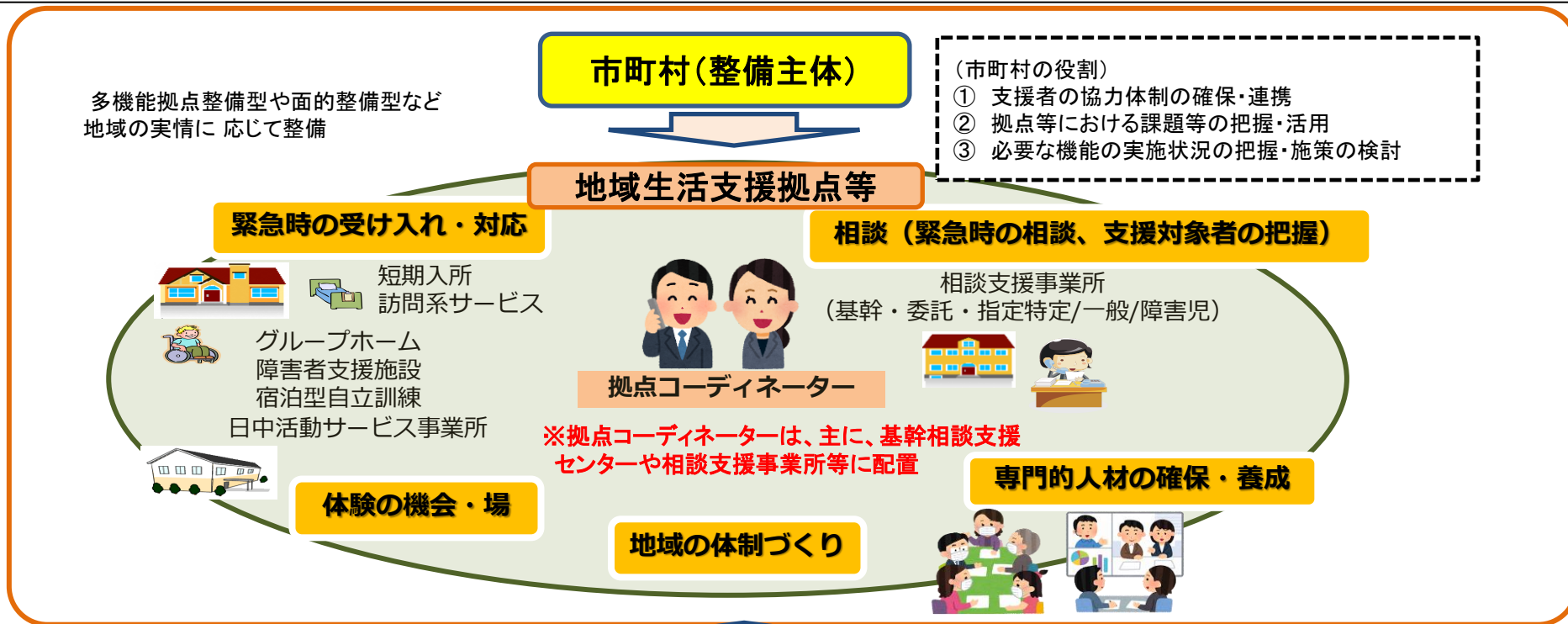
(都道府県)

- 広域的な見地から、管内市町村の地域生活支援拠点等の整備状況や機能の状況を継続的に把握するとともに、未整備市町村（とりわけ人口規模の小さい市町村）への整備の働きかけや管内市町村と現状や課題の共有を図るなどにより、地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に向けた積極的な役割が期待される。こうした都道府県が期待される役割を発揮するための方策について検討する必要がある。

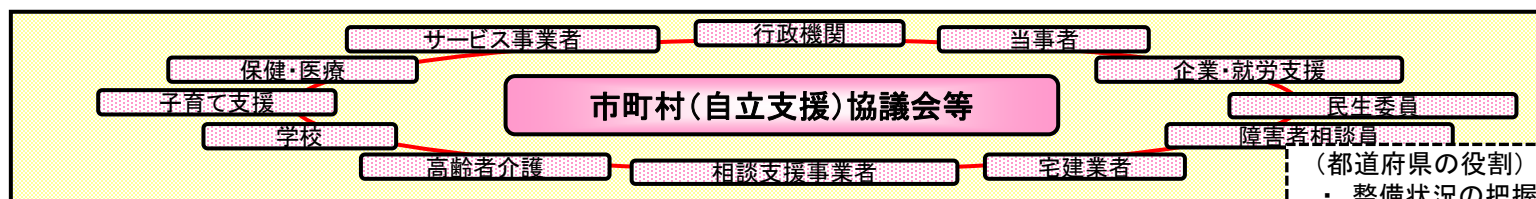
(国)

- 市町村における地域生活支援拠点等の整備（緊急時における相談等により地域生活の安心感を担保する機能や体験の機会の場の提供を通じて地域生活への移行をしやすくする機能等の整備）を推進するため、必要な財源の確保について検討しつつ、市町村における地域生活支援拠点等の整備の努力義務化なども含め、必要な措置を講ずるべきである。
- 市町村に対する地域生活支援拠点等の整備や機能の充実の働きかけの実施、好事例の周知などにより、地域生活支援拠点等の整備や機能の充実を図っていく方策を検討する必要がある。

- 地域生活支援拠点等は、地域生活の安心の確保を図るための緊急時の短期入所の受入体制の整備とともに、入所施設や病院から地域移行を推進するための地域移行のニーズの把握や体験利用につなげる役割が重要。
- 法令上の努力義務化の検討とあわせ、中心的役割を担うコーディネーターの配置の促進や、スキルアップや養成に向けた方策を検討。あわせて、効果的な支援体制を確保する観点から、基幹相談支援センター等の関係機関との整理を検討。



地域課題の把握、拠点の機能の評価・充実(PDCAサイクル)



都道府県(後方的支援)

- (都道府県の役割)
- ・ 整備状況の把握・共有
 - ・ 未整備自治体への働きかけ
 - ・ 整備、運営に関する研修会等の開催
 - ・ 管内市町村の好事例の紹介

地域生活支援拠点等の今後の取組について

～社会保障審議会障害者部会 報告書(R4.6)より一部抜粋～

*コーディネーターに係る記載を一部抜粋

注:本報告書中、(※)が付されている部分は、障害福祉サービス等報酬の改定時において省令、告示等による対応が想定されるもの。

【地域生活支援施策の充実】

- 地域生活支援拠点等については、地域生活の安心の確保を図るための緊急時の短期入所の受入体制の整備を図るとともに、入所施設や精神科病院等における地域移行のニーズの把握と働きかけの実施、地域移行支援や体験利用へのつなぎなどの地域移行の推進に向けた役割を担うことが重要である。地域生活支援拠点等及び基幹相談支援センターの機能の明確化や、役割分担の在り方を検討するとともに、地域生活支援拠点等にこうした役割を担うコーディネーターについて、その必置化を求める意見があったことも踏まえ、配置の促進やスキルアップや養成に向けた方策を検討すべきである。(※)

【地域移行の更なる推進】

- 地域移行を更に進めるためには、障害者支援施設は地域移行を担う職員をその施設に配置するなど利用者の地域移行により一層取り組むことのほか、地域生活支援拠点等に配置されるコーディネーターが、障害者支援施設の担当職員等と地域移行に向けて連携・協力しつつ、利用者の地域移行のニーズの把握と働きかけの実施、地域移行支援や体験利用へのつなぎなどの地域移行の推進に向けた役割を担うことについて、地域生活支援拠点等の法令上の位置付けの明確化と併せて検討する必要がある。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)

三 地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和八年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備を含む。)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等の設置箇所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に
向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、**障害者等の希望する生活を実現するため**、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、**地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。**
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

1 - ② 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

1 - ③

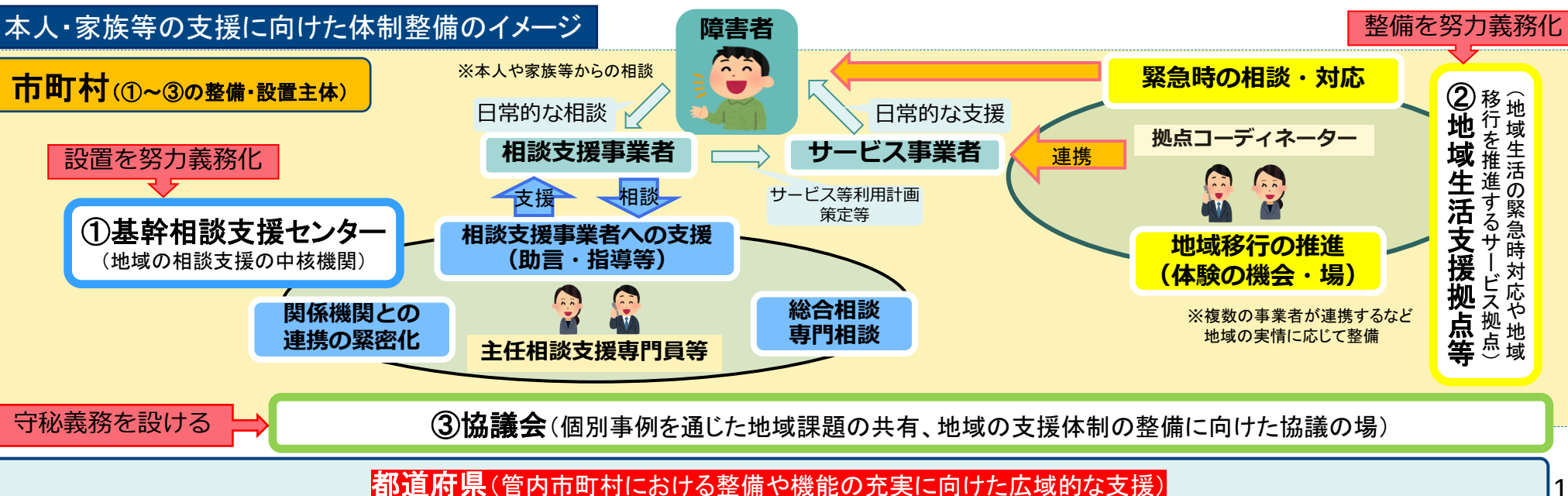
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

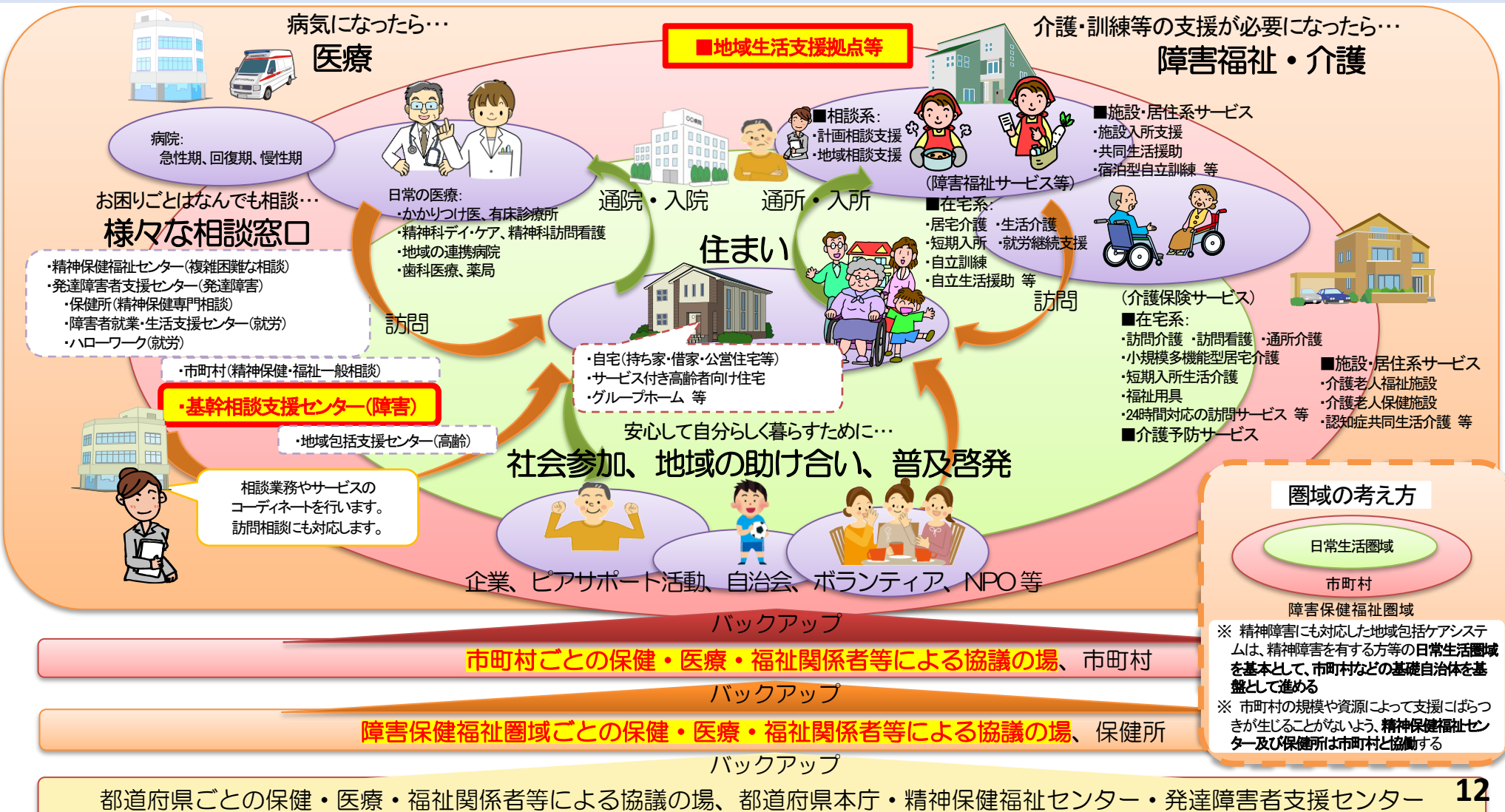
- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) * 複数の市町村で共同設置可

地域生活における安心の確保

障害者

日常的な生活支援
・相談支援事業者
・サービス事業者等

○ 地域生活支援拠点等

(地域生活の緊急時対応や地域移行を推進する機能を地域で整備)



拠点コーディネーター



緊急時に備えた相談・緊急時の対応

地域移行の推進(体験の機会・場の確保等)

地域生活への移行・継続の支援



地域移行に関する支援

・医療機関からの地域移行
・入所施設からの地域移行
・親元からの自立 等

○ 基幹相談支援センター(地域の相談支援の中核機関)

○ 協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な支援)

2

1. 地域生活支援拠点等の整備推進に向けた、令和4年度障害者総合支援法の一部改正について
- 2. 地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能について**
3. 地域生活支援拠点等の機能の強化と強化するための報酬改定等について
4. 入院・入所からの地域移行支援に係る機能と自立生活援助・地域定着支援の報酬改定等について
5. 整備の手順や整備状況等
6. 参考資料

地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について (令和6年3月29日障発第0329第1号) *一部抜粋

1 概要

- 地域生活支援拠点等については、地域において生活する障害者等（障害者及び障害児）及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下「地域生活障害者等」）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関が、相互の有機的な連携の下で地域生活障害者等に対する支援の実施を目的とする体制をいう。

2 実施主体

- 法第77条第3項の規定に基づき、市町村が自ら同項各号に掲げる事業を行うものであり、これらの事業を効果的に実施するために、各市町村において地域生活支援拠点等を整備することとなる。
なお、指定都市など、大規模な市町村において複数の担当区域を設定する場合や、複数の市町村で共同整備する場合の取扱いについては、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について」（令和6年3月29日付け障発0329第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を参照されたい。

4 留意事項（*一部抜粋）

ア 拠点等の整備に係る区域の設定

地域生活支援拠点等の整備に係る区域（担当区域）については、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域等との整合性に配慮し、効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当区域を設定するものとする。なお、市町村内で複数の担当区域を設定する場合においては、当該市町村内の全ての日常生活圏域が包摂されるよう留意するものとする。

3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（１）から（４）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（１）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（２）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（３）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

（４）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（１）拠点コーディネーターの配置

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。

なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、実施要綱の3のウの（イ）及び（ウ）とおりであるが、その具体的な業務例（イメージ）については以下のとおりである。

地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について（障発0329第8号令和6年3月29日）

地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱

3 事業内容

ウ 拠点コーディネート事業

（イ）拠点コーディネーターの要件等

以下のいずれかの要件を満たすものとして市町村長が認めた者を指定特定相談支援事業所その他の拠点関係機関に配置するものとする。

- ① **協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）への参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制の構築等について、一定の知識及び経験を有する者**
- ② **障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域生活障害者等への支援について、一定の知識及び経験を有する者**
- ③ **その他社会福祉士など障害者支援に関する一定の知識及び経験を有する者**

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（２）地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充について

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

- ① 緊急時に備えた相談等を実施する相談支援事業所や日中活動系サービス事業所等
- ② 緊急時に支援を提供する短期入所事業所や訪問系サービス事業所等
- ③ 体験の場を提供する共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所等
- ④ その他地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な関係機関

（３）専門的人材の確保・養成等について

障害特性に応じた支援を行える人材を確保・養成するための研修等の実施や、地域の連携体制を充実するための関係機関の会議の実施等、地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な事業を実施する。

- ① 地域の実情に合わせて専門的人材を育成する研修等の実施（都道府県で実施する研修等の活用も含む）
- ② 地域生活支援拠点等の検証・検討等を行う協議の場の実施や協議会、事業所の連絡会等を活用
- ③ その他地域生活支援拠点等の機能強化に必要な事項

3

1. 地域生活支援拠点等の整備推進に向けた、令和4年度障害者総合支援法の一部改正について
2. 地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能について
- 3. 地域生活支援拠点等の機能の強化と強化するための報酬改定等について**
4. 入院・入所からの地域移行支援に係る機能と自立生活援助・地域定着支援の報酬改定等について
5. 整備の手順や整備状況等
6. 参考資料

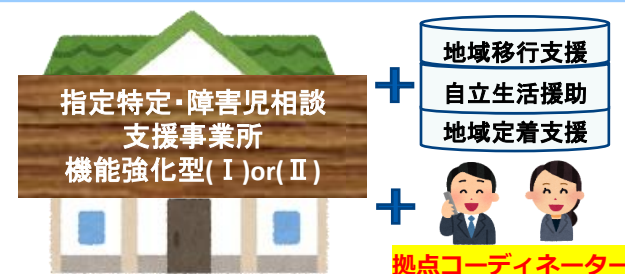
地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位／月** * 拠点コーディネーター1名につき100回／月を上限
（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位／日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所（加算）100単位／日 * 拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所（加算）**200単位／日** * 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。
（1月に3回を限度）

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算（Ⅱ） **60単位／日**



4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（2）地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充について

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

- ① 緊急時に備えた相談等を実施する相談支援事業所や日中活動系サービス事業所等
- ② 緊急時に支援を提供する短期入所事業所や訪問系サービス事業所等
- ③ 体験の場を提供する共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所等
- ④ その他地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な関係機関



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実（一部抜粋）

地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス
緊急時受入加算 **100単位／日**

【R6 障害福祉報酬改定】

地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス
緊急時受入加算 **100単位/日**

（留意事項通知）

拠点関係機関との連携担当者を1名以上置くこと。担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

○ みなさんの自治体ではどんな支援の実践事例があるでしょうか？

→ 他の自治体等への支援に繋がる可能性

埼葛北地区基幹相談支援センタートロンコ 吉澤氏資料

事例紹介2

本人55歳 脳性麻痺 身体1級・軽度知的 移動に車いす 生活介護通所
両親ともに85歳 介護保険申請なし 母は地域活動に熱心だった



介入のきっかけ

生活介護スタッフが最近、仕出し弁当の注文が増えていることに気づく
本人に確認したところ、近々母が検査入院するとの情報を得た
ナビゲーターから計画相談担当者・拠点コーディネーターへ連絡が入る
母入院時の対応について本人・両親・支援者で話し合いが行われた

拠点等の効果

- ★ 通所事業所スタッフによる 日常的にかかわっているからこそその**気づきと発信する力**
 - ・ 仕出し弁当注文の増加から、**家庭生活の変化に気づけた**
 - ・ 変化が起きているかも？という**気づきをナビゲーターや相談支援専門員に発信した**
- オリーバの**人材育成**(通所事業所内の拠点学習会)の効果
- ★ 将来の暮らしも想像しながら、みんなが納得する選択ができた(意思決定支援)
 - 相談支援専門員が両親の意向を確認したところ、短期入所利用を希望
 - 一方、本人は、父を一人にするのは心配。家で父のお世話をしたいとの意向
 - 本人・家族・支援者(拠点Co・ナビゲーター含む)で話し合いを実施
 - 母入院期間は、近所の見守り・地域包括の訪問・配食サービスで乗り切ることになる
 - **母の退院後、両親の介護保険導入。本人のGH体験、訪問系サービス導入に至る**

更なる課題

- ★ 日常からいろいろな体験(体験利用)をしておくことが大切
- ナビゲーターは将来の暮らしに備えて短期入所先の設定と見学も実施していた
- 実際にその時が訪れないとイメージができないこともある

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（１）拠点コーディネーターの配置

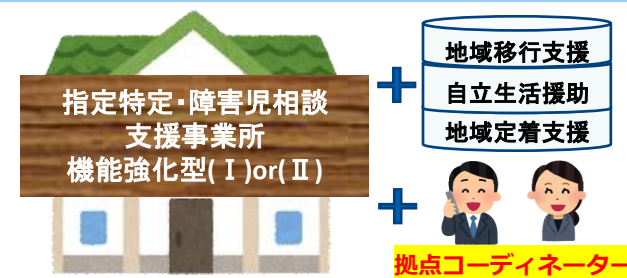
拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。



① 情報連携等のコーディネート機能の評価

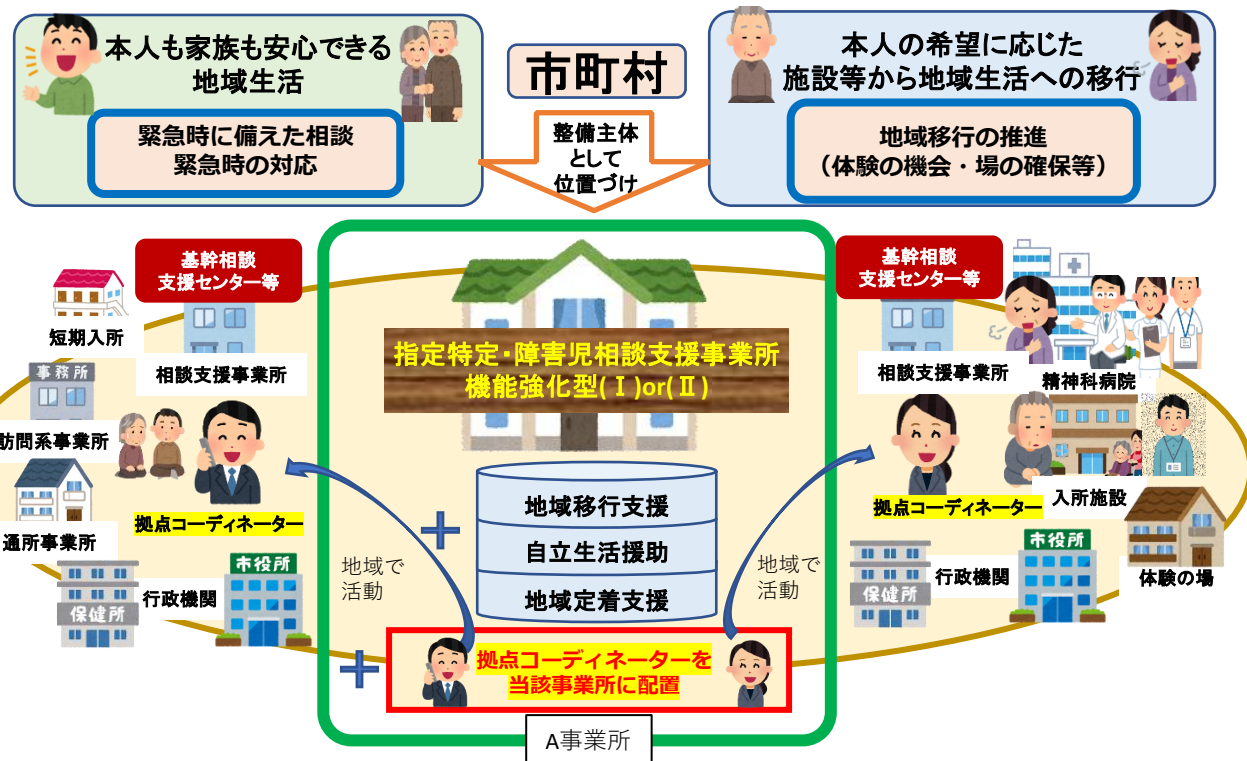
- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位／月** * 拠点コーディネーター1名につき100回／月を上限
（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）

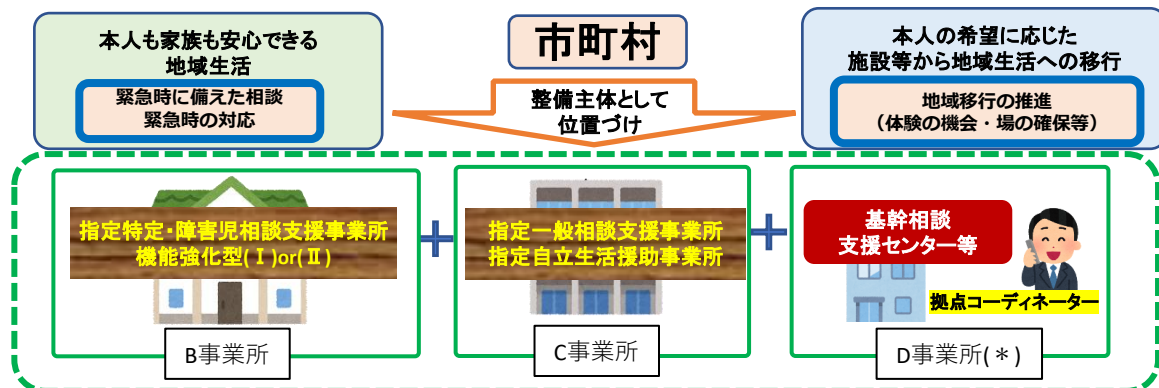


拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

- ① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が**単独**で配置する場合



- ② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で**共同**して配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

- 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等
で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行
支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを**同一の事業所で一体的に提供**し、かつ、**市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。**

② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る**複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営**されており、かつ、**市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。**

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。

* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（１）拠点コーディネーターの配置 ～拠点コーディネーターの具体的な業務例について～

① 地域の連携体制の構築に係る業務例

- ・ 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、行政機関（市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む）等と連携して相談支援機関に繋げる、緊急時に備える等の相談業務を行う。
- ・ 緊急時には、行政機関等と連携して対応する（行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。直接的な支援の実施も含む。）。

③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする（相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等）。
- ・ 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援（面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等）を行う。
- ・ 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

5 地域生活支援拠点等の機能強化に係る財政支援について

（1）地域生活支援拠点等機能強化加算

③ 拠点機能強化事業所の責務

（中略）

また、拠点機能強化事業所は、拠点コーディネーターと密に連携して支援を提供する体制の構築が求められる。具体的には、（中略）障害福祉サービス等を利用していない対象者への計画相談支援・障害児相談支援の提供や、すでに計画相談支援又は障害児相談支援を利用しているが、更に緊急事態において特別な支援計画を必要とする者への支援、障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への地域移行支援や精神科病院に入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者への自立生活援助や地域定着支援の提供等、障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者への支援を拠点コーディネーターや市町村から求められた際には、地域の関係機関と連携し、積極的に支援を提供することに努めるものとする。

障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者への支援の提供例

- ・ 障害福祉サービス等を利用していない対象者への計画相談支援・障害児相談支援の提供
- ・ すでに計画相談支援又は障害児相談支援を利用しているが、更に緊急事態において特別な支援計画を必要とする者への支援
- ・ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への地域移行支援
- ・ 精神科病院に入退院を繰り返している者
- ・ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する者への自立生活援助や地域定着支援の提供等

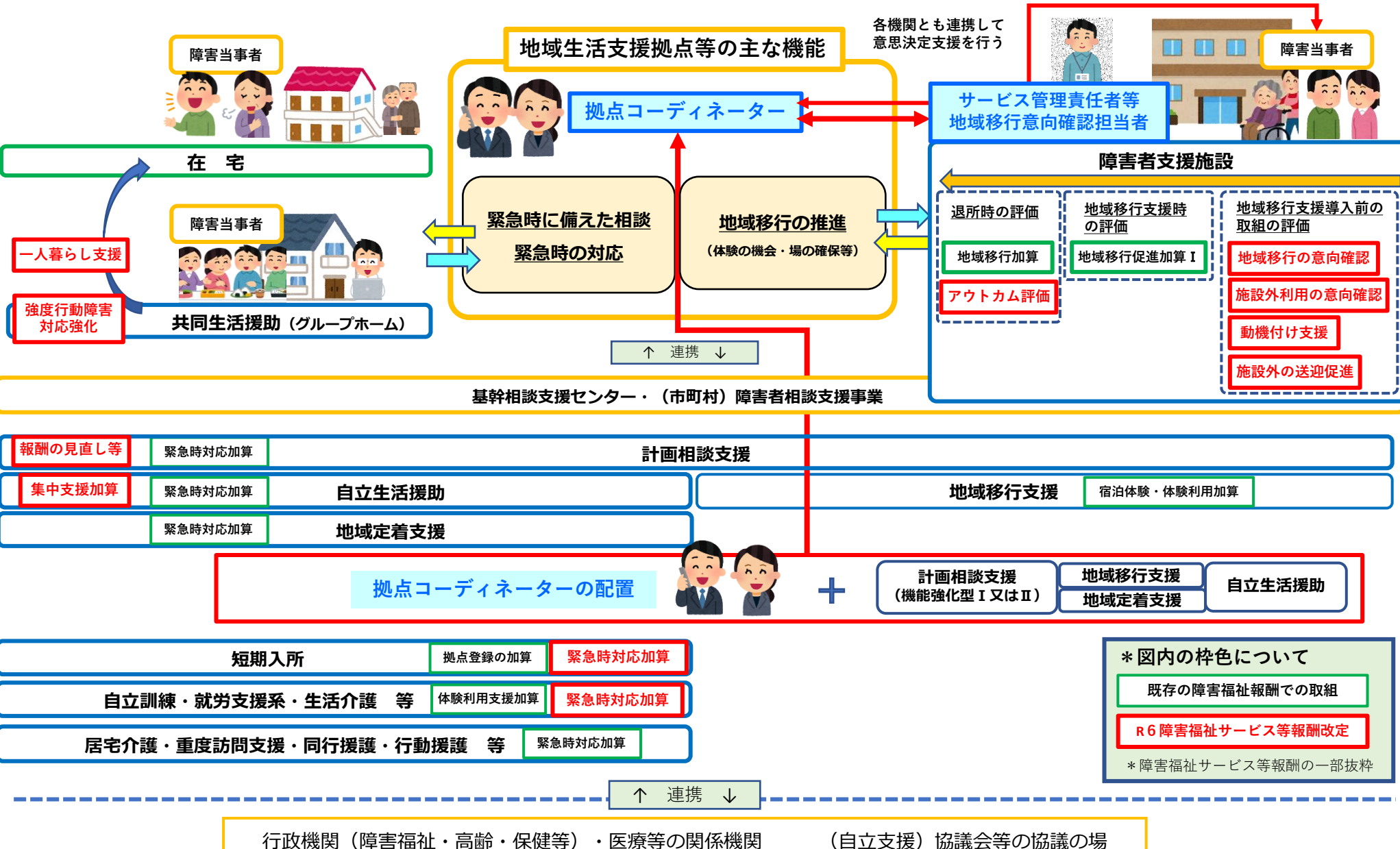
4

1. 地域生活支援拠点等の整備推進に向けた、令和4年度障害者総合支援法の一部改正について
2. 地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能について
3. 地域生活支援拠点等の機能の強化と強化するための報酬改定等について
- 4. 入院・入所からの地域移行支援に係る機能と自立生活援助・地域定着支援の報酬改定等について**
5. 整備の手順や整備状況等
6. 参考資料

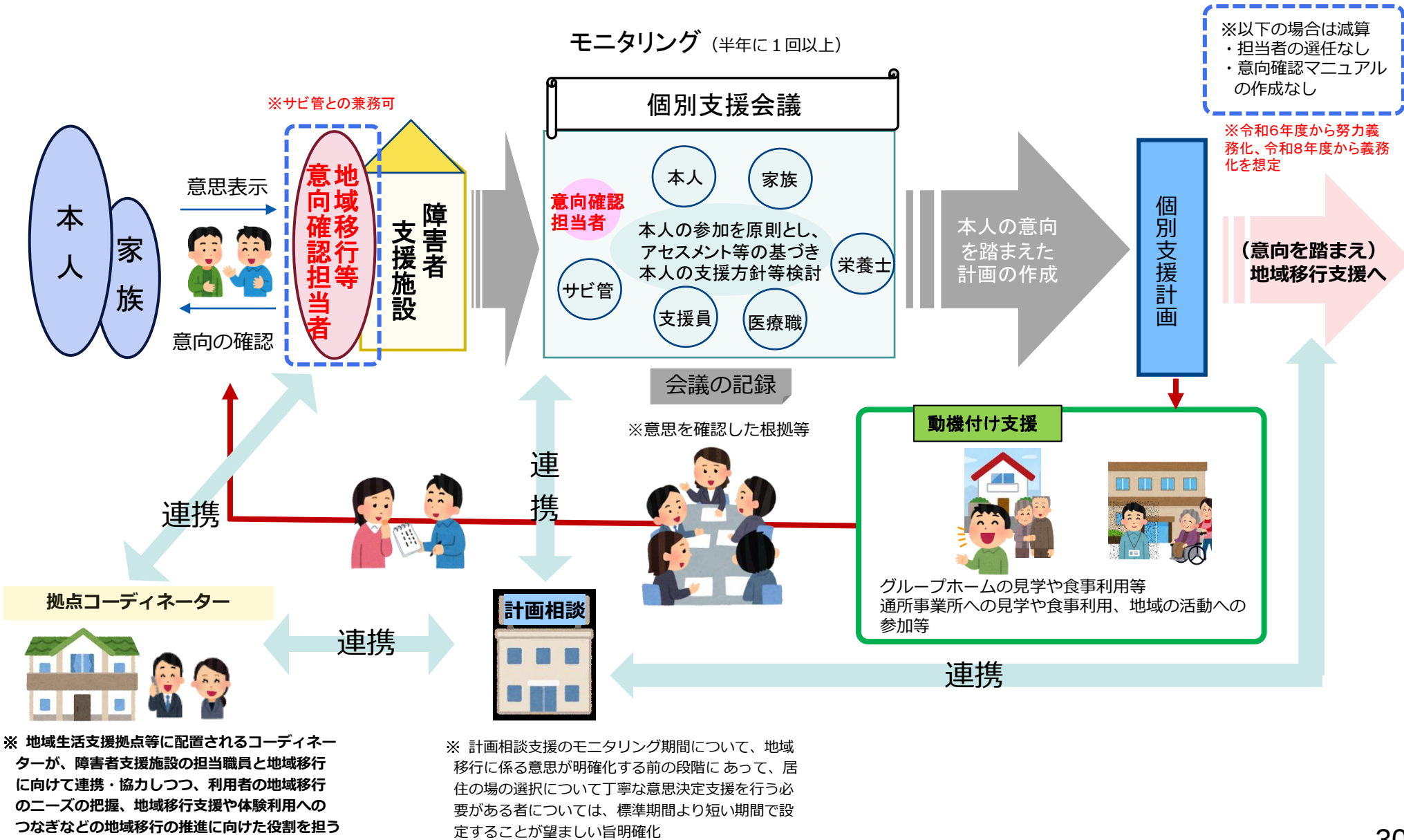
障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



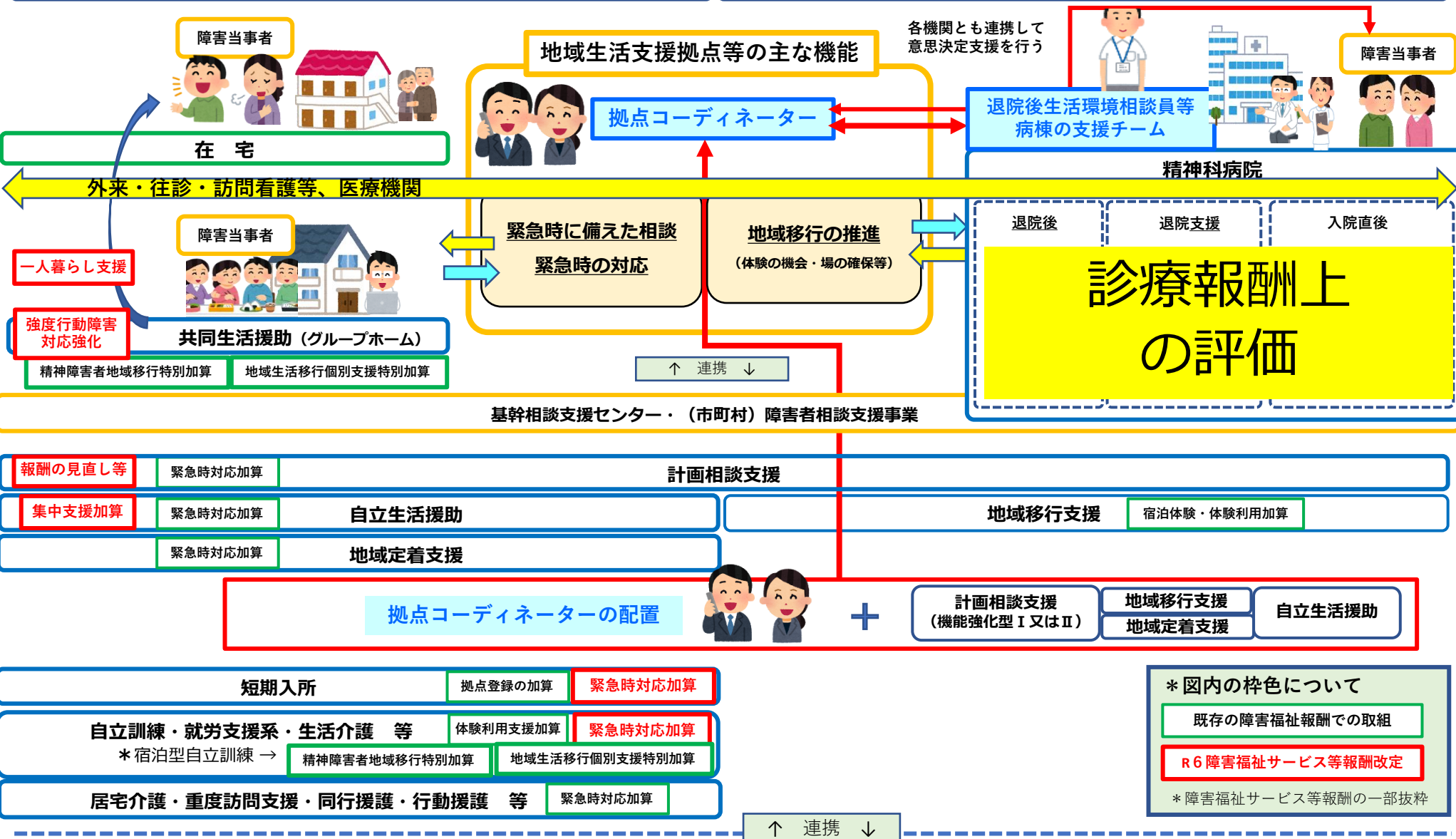
障害者支援施設における地域移行等の意向を踏まえたサービス提供（イメージ図）



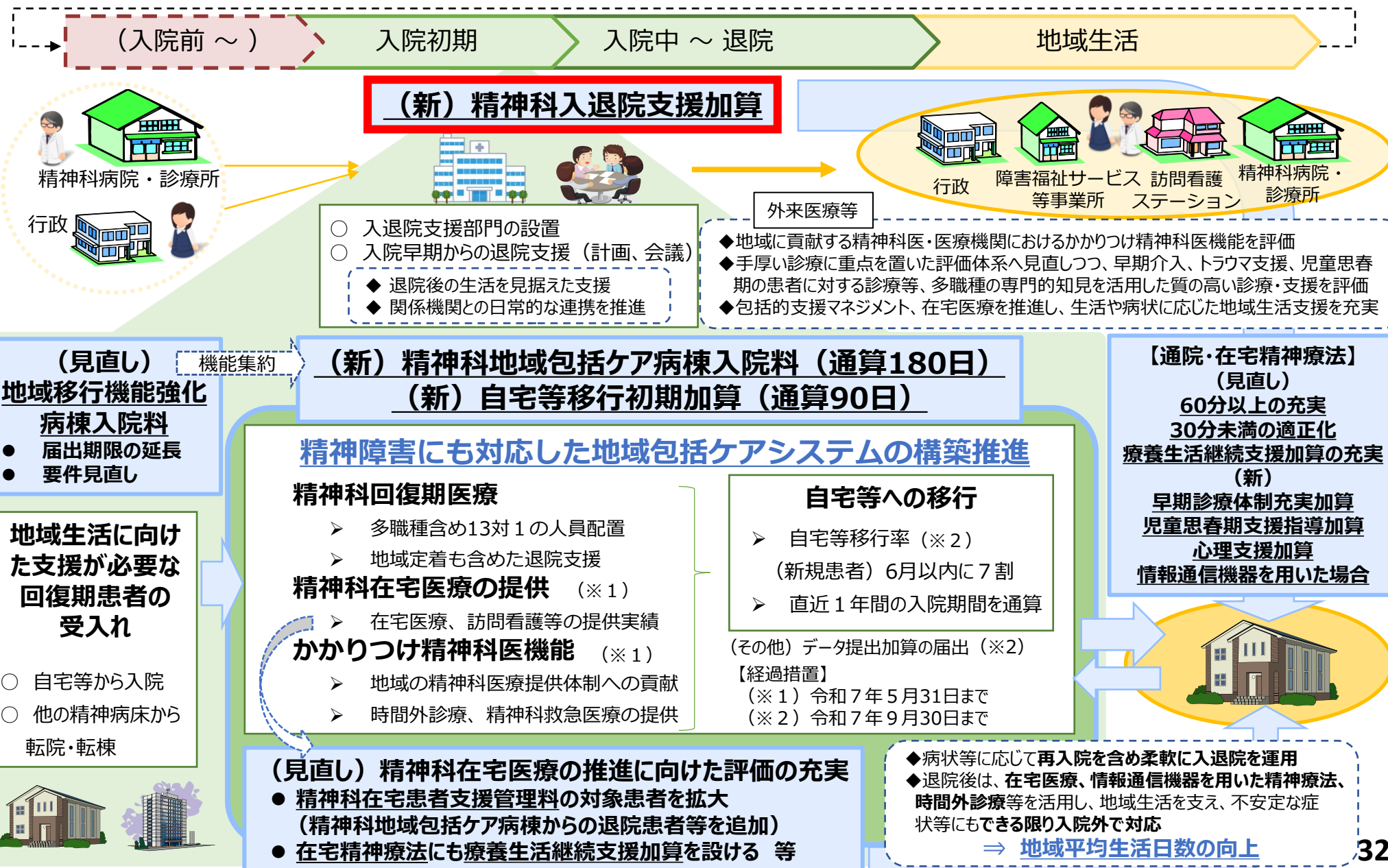
精神科病院からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた精神科病院から地域生活への移行



精神疾患を有する者の地域移行・地域定着に向けた重点的な支援（イメージ）



精神科入退院支援加算の新設

- 精神病床に入院する患者に対して、入院早期から包括的支援マネジメントに基づく入退院支援を行った場合の評価を新設する。
- 精神科措置入院退院支援加算について、精神科入退院支援加算の注加算として統合する。

(新) 精神科入退院支援加算

1,000点 (退院時 1 回)

(新) 注2 精神科措置入院退院支援加算

300点 (退院時 1 回)



〔算定要件〕 (概要)

- (1) 原則として**入院後7日以内**に患者の状況を把握するとともに**退院困難な要因を有している患者を抽出**する。
- (2) 退院困難な要因を有する患者について、原則として**7日以内**に**患者及び家族と病状や退院後の生活も含めた話し合い**を行うとともに、関係職種と連携し、**入院後7日以内**に**退院支援計画の作成に着手**する。
- (3) 退院支援計画の作成に当たっては、**入院後7日以内**に病棟の看護師及び病棟に専任の入退院支援職員並びに入退院支援部門の看護師及び精神保健福祉士等が共同して**カンファレンスを実施**する。
- (4) 当該患者について、**概ね3月に1回の頻度でカンファレンスを実施**し、支援計画の見直しを適宜行う。なお、医療保護入院の者について、精神保健福祉法第33条第6項第2号に規定する委員会の開催をもって、当該カンファレンスの開催とみなすことができる。

〔施設基準〕 (概要)

- (1) 当該保険医療機関内に入退院支援部門が設置されていること。
- (2) 当該入退院支援部門に**専従の看護師及び専任の精神保健福祉士**又は**専従の精神保健福祉士及び専任の看護師**が配置されていること。
- (3) 入退院支援及び地域連携業務に専従する看護師又は精神保健福祉士が、各病棟に専任で配置されていること。
- (4) 次のア又はイを満たすこと。
 - ア 以下の(イ)から(ホ)に掲げる、転院又は退院体制等についてあらかじめ協議を行い**連携する機関の数の合計が10以上**であること。ただし、(イ)から(ホ)までのうち**少なくとも3つ以上との連携**を有していること。
 - (イ) 他の保険医療機関
 - (ロ) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等事業者
 - (ハ) 児童福祉支援法に基づく障害児相談支援事業所等
 - (ニ) 介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者又は施設サービス事業者
 - (ホ) 精神保健福祉センター、保健所又は都道府県若しくは市区町村の障害福祉担当部署
 - イ 直近1年間に、地域移行支援を利用し退院した患者又は自立生活援助若しくは地域定着支援の利用に係る申請手続きを入院中に行った患者の数の合計が5人以上であること。

※精神科措置入院退院支援加算の要件については、現行と同様。

自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

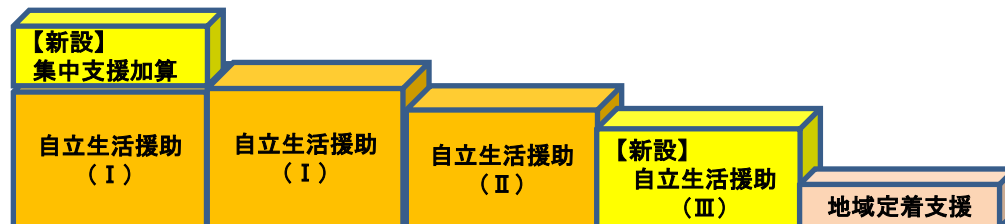
自立生活援助	【現 行】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）	1,558単位／月（30人未満）	1,090単位／月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）	1,166単位／月（30人未満）	817単位／月（30人以上）
	【見直し後】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）	1,566 単位／月（30人未満）	1,095 単位／月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）	1,172 単位／月（30人未満）	821 単位／月（30人以上）
	【新 設】	自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位／月		
		* 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定		
地域移行支援	【現 行】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,504単位／月	（Ⅱ）3,062単位／月、（Ⅲ）2,349単位／月
	【見直し後】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,613 単位／月	（Ⅱ） 3,157 単位／月 （Ⅲ） 2,422 単位／月
地域定着支援	【現 行】	・ 体制確保費	306単位／月	緊急時支援費（Ⅰ）712単位／日 緊急時支援費（Ⅱ）95単位／日
	【見直し後】	・ 体制確保費	315 単位／月	緊急時支援費（Ⅰ） 734 単位／日 緊急時支援費（Ⅱ） 98 単位／日

③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位／月**

* 自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

事務処理要領において対象者の例示を追記（＊地域定着支援にも同様の記載を追記）

(17) 自立生活援助

ア サービスの内容（法第5条第16項）

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

イ 対象者

居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記アの支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者

※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。

- ② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- ③ 精神科病院に入院していた精神障害者
- ④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- ⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者
- ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者
- ⑦ 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めなため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者
- ⑧ 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

- 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を一層推進する観点から、入院から退院後の地域生活まで医療と福祉等による切れ目のない支援を行えるよう、医療と障害福祉サービス等との連携を一層進めるための仕組みに対する評価を行う。

地域生活支援拠点等の整備について（情報連携等のコーディネート機能の評価）

- 情報連携等を担う拠点コーディネーターの配置を評価。

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位／月

* 拠点コーディネーター1名につき合計100回／月を上限
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



市町村が
地域生活
支援拠点等
に位置づけ

拠点コーディネーター の役割(例)

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制等、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

<医療等の多機関連携のための加算の拡充等>

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	-	300単位
	(新) 情報提供	-	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	-	300単位
	(新) 情報提供	-	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

* 通院同行は各病院
1回最大3回、情報
提供は病院・それ
以外で各1回算定可

<相談支援人材の確保について>

- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。

ピアサポートの専門性の評価

- ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに資する観点から、研修等の一定の要件を設けた上で評価。

- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）* 宿泊型自立訓練を除く
- ・ 共同生活援助 * 自立支援加算（Ⅲ）に加算
- ・ 退居後共同生活援助サービス費

【拡充】ピアサポート実施加算 100単位／月



【R3より対象】

- ピアサポート実施加算 ・ 就労継続支援B型
- ピアサポート体制加算 ・ 計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援の充実

人員配置基準の弾力化と実施主体の拡充（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置した場合に、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準の見直し。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止。

地域移行の推進のための基本報酬の見直し（自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援）

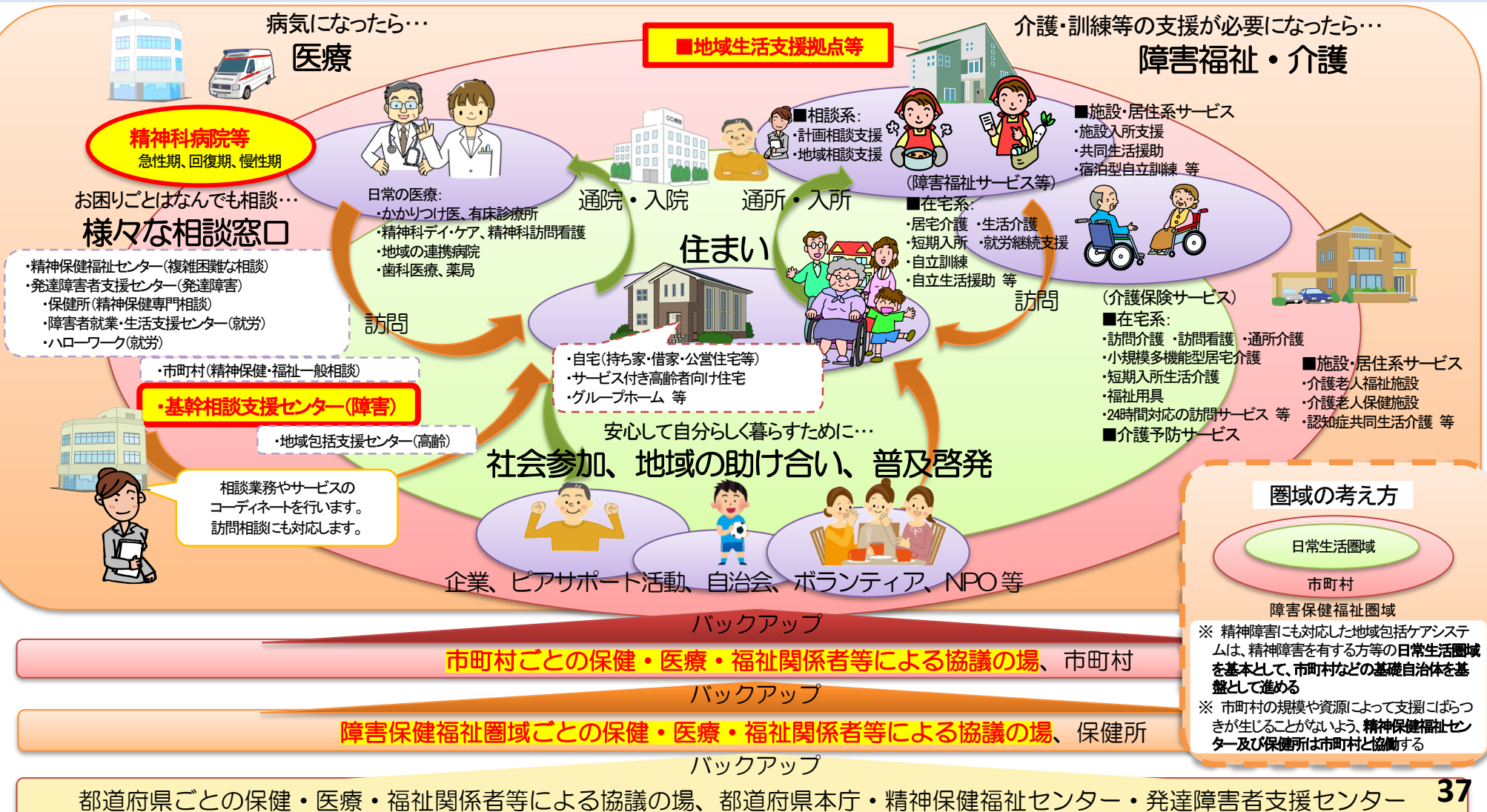
自立生活援助	【拡充】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,566単位／月（30人未満）	* 一部抜粋
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,172単位／月（30人未満）	
	【新設】	自立生活援助サービス費（Ⅲ）700単位／月	
地域移行支援	【拡充】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）3,613単位／月	
地域定着支援	【拡充】	体制確保費 315単位／月 緊急時支援費（Ⅰ）734単位／日	

対象の明確化（自立生活援助・地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者等、サービスが利用できる対象者を明確化。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



ReMHRAD（リムラッド） を活用できていますか？

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築
における協議の場は活用できているでしょうか？

入院期間を指定する

- ☐ 全期間
- ☐ 3ヶ月未満（急性期）
- ☐ 3ヶ月以上1年未満
- ☒ 1年以上

主診断を指定する

- ☐ 全診断
- ☐ F0 ※1
- ☒ F2 ※2
- ☐ その他

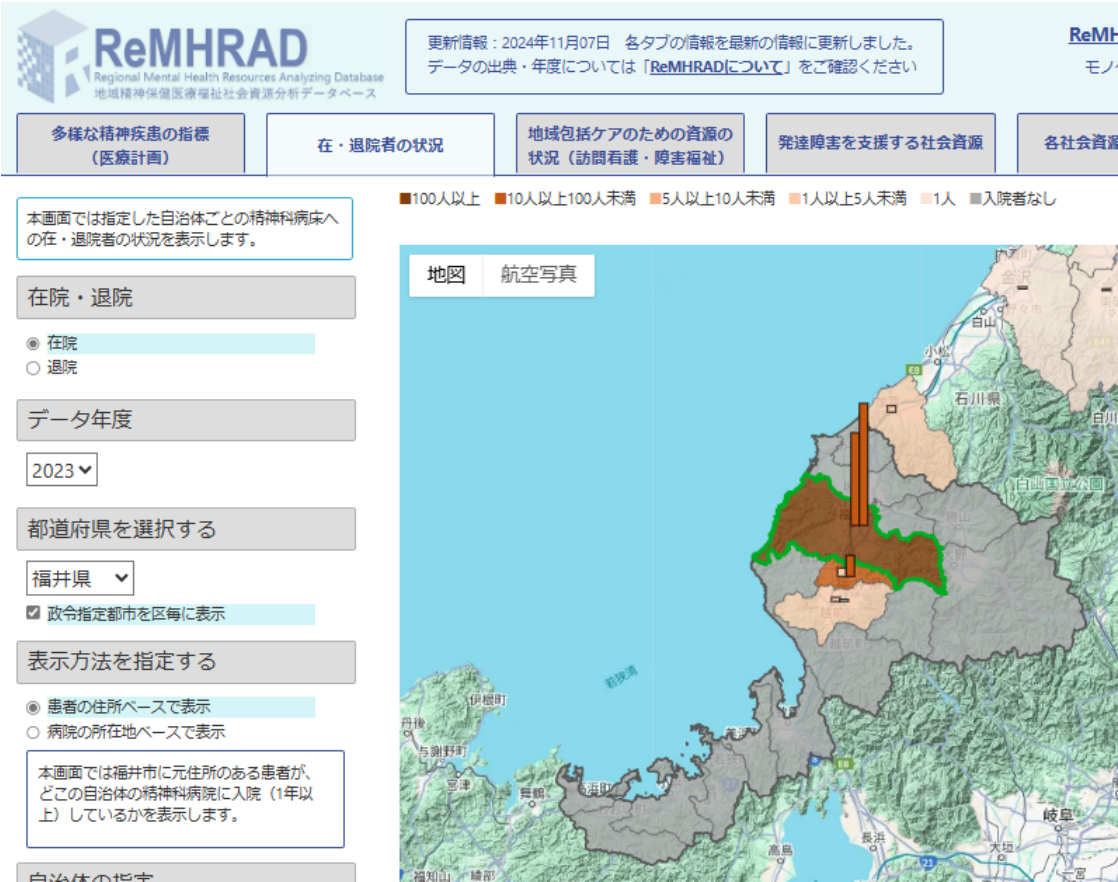
※1 F00 アルツハイマー病型認知症、F01 血管性認知症、F02 - F09 それ以外の症状性を含む器質性精神障害を含む

※2 ICD-10疾病分類のF20-F29に分類される「統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害」と診断のついている患者

(例) 福井市

病院住所	入院者数 (人)	入院者数 (65歳未満/人)	入院者数 (65歳以上/人)
合計 (()内は全国中央値)	79 (24)	45 (10)	34 (13)
人口10万人あたり (()内は全国中央値)	30.6 (78.8)	17.4 (33.6)	13.2 (42.8)
福井県 福井市	60	35	25
福井県 鯖江市	10	4	6
石川県 加賀市	3	3	0
福井県 越前市	2	1	1
大阪府 岸和田市	1	0	1
石川県 金沢市	1	1	0
富山県 南砺市	1	1	0
富山県 小矢部市	1	0	1

* 金川作成スライド



5

1. 地域生活支援拠点等の整備推進に向けた、
令和4年度障害者総合支援法の一部改正について
2. 地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能について
3. 地域生活支援拠点等の機能の強化と強化するための
報酬改定等について
4. 入院・入所からの地域移行支援に係る機能と
自立生活援助・地域定着支援の報酬改定等について
- 5. 整備の手順や整備状況等**
6. 参考資料

6 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順

- 市町村が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付けるに当たっては、以下の手順を経ることを基本とし、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められないものであること。

主な手順

- (1) 市町村が事業所を地域生活支援拠点等に位置づける手続き
 - (ア) **市町村と事業所等で事前協議**
 - (イ) 事業所による準備（市町村への届出を作成して提出等）
 - (ウ) **市町村から事業所へ地域生活支援拠点等に位置づけることの通知**
 - (エ) その他市町村が必要とする手続き等
- (2) 事業所が地域生活支援拠点等に関する加算を算定する手続き
 - (オ) 運営規程の変更
 - (カ) 事業所から都道府県等の事業所の指定権者へ加算の届出を提出（運営規程変更と**市町村の通知**を添付等）
 - (キ) その他都道府県等の事業所指定権者が必要とする手続き



6 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順

市町村と事業所等との事前協議

（1）事前協議

地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と当該事業所の管理者等を含む関係者との間で、以下の項目等について事前に協議し、当該加算を活用した整備の方向性を共有する。

- ・ 地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等
- ・ 実際に支援を行う場合の連携方法等
- ・ 整備状況の公表に係る周知方法等

* 一覧表のようなリストでの周知方法や地図上で協力事業所の分布状況を共有する等、市町村の工夫で取り組む。



さらに、拠点機能強化事業所の場合には、

- ・ 拠点コーディネーターの業務と役割、配置人数等
- ・ 拠点コーディネーターを担う人材及び加算算定事業所の確認、特に複数の事業所が相互に連携して運営する場合には、それぞれの事業所の算定回数の目安及び拠点コーディネーターの人件費等の負担割合等
- ・ 連携会議の開催方法等

について、その他の地域生活支援拠点等に係る加算の届出に際しては、

- ・ 拠点関係機関との連携担当者（計画相談支援及び障害児相談支援を除く。）

についても事前協議を行うこと。

<主な手順>

市町村が事業所を地域生活支援拠点等に位置づける手続きとしては、上記の事前協議を経て、事業所による準備（市町村への届出を作成して提出等）、**市町村から事業所へ地域生活支援拠点等に位置づけることの通知**等、**事業所が地域生活支援拠点等に関する加算を算定する手続き**（運営規程の変更、事業所から都道府県等の事業所の指定権者へ加算の届出を提出）を行う。

〇〇市 地域生活支援拠点等 登録事業所一覧

拠点コーディネーター

法人・事業所名 拠点コーディネーター氏名

拠点コーディネーター配置に関する整備

・指定特定相談・障害児相談支援事業所(機能強化)

法人・事業所名等

・指定一般相談支援事業所(地域移行支援)

法人・事業所名等

・指定一般相談支援事業所(地域定着支援)

法人・事業所名等

・指定自立生活援助事業所

法人・事業所名等

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所

○ 緊急時の対応・受入

・短期入所事業所

法人・事業所名等

法人・事業所名等

・通所事業所

法人・事業所名等

法人・事業所名等

・居宅介護事業所

法人・事業所名等

法人・事業所名等

・指定特定相談支援事業所

法人・事業所名等

法人・事業所名等

○ 体験利用・宿泊

法人・事業所名等

法人・事業所名等

* 事業所一覧のリストだけでなく、地図上にマッピングして分布を確認する等、工夫して共有することができる。

参考様式5 協議会での周知等

○ 一覧表のようなリストでの周知方法や地図上で協力事業所の分布状況を共有する等、市町村の工夫で取り組む。



(例)

短期入所事業所は4事業所ある。

→ 地域の実情として実施事業所数が
足りている実感があるか、課題があるか

→ 区内での地域偏在の実感があるか
特に困っていないか

等々、地元でしかわからないことがある。

地域生活支援拠点等の整備状況について（令和6年4月1日時点）

※ 障害福祉課調べ ※ 小数点第二位以下四捨五入

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、令和6年4月1日時点で、1270市町村において整備されている。（全国の自治体数：1741市町村） ※令和5年4月1日時点整備状況 1117市町村

① 市町村における地域生活支援拠点等の整備状況

整備済の市町村数（割合）		未整備の市町村数（割合）	
1270市町村（72.9%）		471市町村（27.1%）	
単独整備の市町村数（割合）	共同整備の市町村数（割合）	単独・共同両方整備の市町村数（割合）	
626市町村（49.2%）	643市町村（50.6%）	1市町村（0.1%）	

② 地域生活支援拠点等の箇所数

整備済の拠点数（のべ数）		コーディネーターを配置している 拠点数	
812箇所		296箇所	
単独整備の箇所数（割合）	共同整備の箇所数（割合）	単独整備の箇所数（割合）	共同整備の箇所数（割合）
657箇所（80.9%）	155箇所（19.0%）	224箇所（75.6%）	72箇所（24.3%）

③ 拠点コーディネーターの人数

コーディネーターの人数（実数）		
851人		
うち、地域生活支援拠点等機能強化加算における 拠点コーディネーターの人数（割合）	うち、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業 （地活事業）」における拠点コーディネーターの 人数（割合）	うち、その他の事業や自治体職員等によって配置される地 域生活支援拠点等のコーディネーターの人数（割合）
47人（5.5%）	91人（10.7%）	713人（83.8%）

地域生活支援拠点等の整備状況について（令和6年4月1日時点）

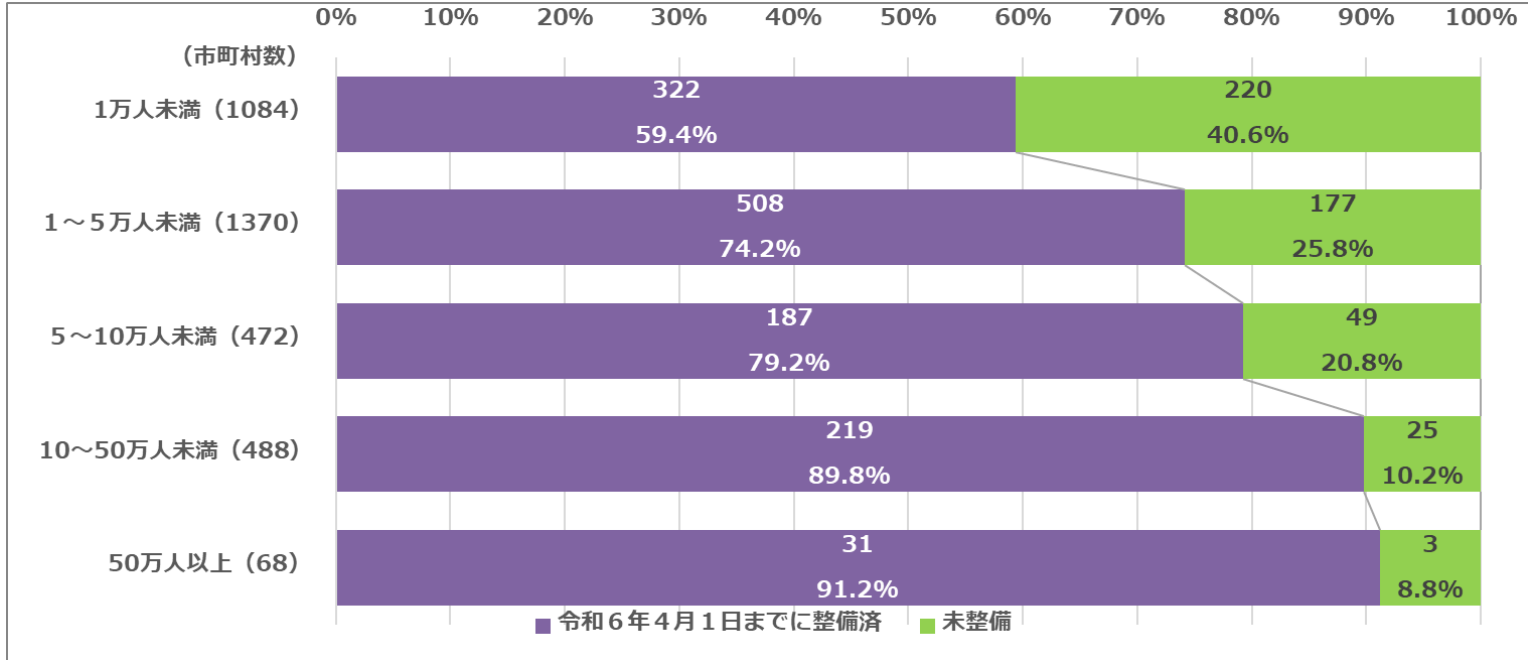
※ 障害福祉課調べ ※ 小数点第二位以下四捨五入

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、令和6年4月1日時点で、1270市町村において整備されている。（全国の自治体数：1741市町村） ※令和5年4月1日時点整備状況 1117市町村

① 市町村における地域生活支援拠点等の整備状況

第5期障害福祉計画期（平成30～令和2年度）実績 整備済の市町村数（割合） * 令和3年4月1日時点	第6期障害福祉計画期（令和3～令和5年度）実績 整備済の市町村数（割合） * 令和6年4月1日時点
921市町村 （52.9%）	1270市町村 （ 72.9% ）

② 地域生活支援拠点等の人口規模ごとの整備状況（市町村数及び割合） * 令和6年4月1日時点



6

1. 地域生活支援拠点等の整備推進に向けた、
令和4年度障害者総合支援法の一部改正について
2. 地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能について
3. 地域生活支援拠点等の機能の強化と強化するための
報酬改定等について
4. 入院・入所からの地域移行支援に係る機能と
自立生活援助・地域定着支援の報酬改定等について
5. 整備の手順や整備状況等
- 6. 参考資料**

地域生活支援拠点等に関連した通知や調査研究の成果物等について

厚生労働省HP>テーマ別に探す→障害福祉>施策情報>地域生活支援拠点等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

*「厚生労働省 地域生活支援拠点等」で検索してもOK

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 地域生活支援拠点等

福祉・介護 **地域生活支援拠点等**

- 障害者総合福祉推進事業
- 地域生活支援拠点等の全国の整備状況
- 「地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実のための都道府県ブロック会議」を開催しました
- 地域生活支援拠点等の好事例集
- 平成28年12月12日 「地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議」を開催しました
- 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業
- 厚生労働科学特別研究事業

障害者政策総合研究事業
地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究

地域生活支援拠点等
コーディネーター
ガイドブック

令和5年度 厚生労働科学研究補助金
2024年5月

地域生活支援拠点等の
好事例集

厚生労働科学研究成果データベース <https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/169735>

「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究」

- 拠点コーディネーターガイドブック
- コーディネーターの配置状況等アンケート調査
- 地域生活支援拠点等好事例集

障害者総合福祉推進事業 <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001321743.pdf>

「市町村や都道府県における地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に係る調査研究（令和5年度）」

- 地域生活支援拠点等の好事例集

1	二本松市	(福島県)	人口 53,557人	P6	2	埼玉北圏域	(埼玉県)	人口 61,499人	P10
9	半田市	(愛知県)	人口 117,884人	P45	13	鹿児島市	(鹿児島県)	人口 593,128人	P59

地域生活支援拠点等が担うべき機能と対応（令和6年度報酬改定後のイメージ）

地域生活支援拠点等については、以下の事業の組合せにより運営することを想定。

- 緊急時における受入れや地域移行に向けたサービス体験及び情報連携等のコーディネート等
【障害福祉サービス等報酬】
- 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保や地域生活支援拠点等に関するネットワークづくり等
【地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業（地域生活支援事業）】

求められる機能

地域生活支援拠点等における対応（財源）

障害者の緊急時における相談

一時的な受入体制の確保

地域移行に向けたサービス体験利用

専門的人材の確保・育成等

- ・ 緊急時における受入れの調整（計画相談支援）
- ・ 緊急時のサービス提供（訪問系サービス、自立生活援助、地域定着支援、**日中活動系サービス）新規**
- ・ 緊急時のための体制確保及び緊急時の受入れ（**短期入所）拡充**
- ・ 支援困難事例等の検討を通じた地域課題の明確化と情報共有（**計画相談支援）拡充**

- ・ 住居確保等の地域移行のための相談支援（地域移行支援）
- ・ サービスの体験利用・宿泊の支援（地域移行支援、**施設入所支援）拡充**
- ・ サービス体験利用、体験宿泊の受入れ（日中活動系サービス、共同生活援助）

- ・ 専門的人材の確保・育成
- ・ 協議会や基幹相談支援センターとの連携による地域課題のフィードバック
- ・ 支援ネットワークの構築 等

② 平時からの情報連携を整えた事業所等に
対する評価（拡充）
※赤字が今回の改正項目

① 情報連携等のコーディネート機能に対する評価（新規）

- ・ 障害者の緊急時の受入れや地域移行の推進について、**計画相談支援と障害児相談支援、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援のサービスを一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた事業者において、情報連携等のコーディネート機能を担うことについて新たに評価する。**
(計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、地域移行支援、自立生活援助)

※ 当該報酬の算定要件を満たすまでの間の経費は、地域生活支援事業により補助が可能。
(令和6年度)



障害福祉サービス等報酬による評価

地域生活支援事業

地域生活支援拠点等機能強化加算について

○ 地域生活支援拠点等機能強化加算（500単位/月）

- ① 「計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供又は相互に連携して運営」

計画相談
支援

障害児
相談支援

地域移行
支援

地域定着
支援

自立生活
援助

・ 障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者の生活支援のニーズに合わせて支援を提供できる体制を確保している

* 地域生活支援拠点等機能強化加算において、この5つのサービスの総称を「拠点機能強化サービス」とする。

- ② 「かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。」

拠点機能強化
サービス



拠点コーディネーターが
常勤専従で配置されている



市町村が地域生活支援拠点等
として位置づけている

* 上記3点の要件を満たしている事業所を「拠点機能強化事業所」と称する。

* 拠点機能強化事業所は、「地域生活支援拠点等機能強化加算」を算定することができる。

- ③ 「拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等（拠点機能強化事業所）は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。」

「拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。」



拠点コーディネーターを1名配置 …… 拠点機能強化事業所は、合計で月100/回地域生活支援拠点等機能強化加算を算定することができる。



拠点コーディネーターを2名配置 …… 拠点機能強化事業所は、合計で月200/回地域生活支援拠点等機能強化加算を算定することができる。

* 地域生活支援拠点等機能強化加算は、拠点コーディネーターの人件費に充当することを想定している。ただし、その他拠点コーディネーターの旅費や通信費といった活動費等、拠点コーディネーター機能にも活用できる。

地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について（令和6年3月29日障障発第0329第1号）

（1）地域生活支援拠点等機能強化加算 ①概要 より一部抜粋

拠点コーディネーターは、4の(1)に掲げる効果的な支援の連携体制を構築するための業務に専ら従事する必要があることから、原則として、拠点機能強化事業所等における他の職務に従事してはならないこと。ただし、緊急事態における支援や地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認めた場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができる。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.3（令和6年5月10日）

（1）地域生活支援拠点等

問1 拠点コーディネーターは、支援の連携体制を構築するための業務に専ら従事する必要があることから、原則として、拠点機能強化事業所等における他の職務に従事してはならないが、市町村が特に必要と認める場合に従事できる拠点機能強化事業所の業務とは、具体的にどのようなものが想定されているのか。

（答）

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急的な支援や地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認めた場合が想定されている。

このため、相談支援専門員が継続的に行うモニタリング等の業務は対象とならない。

地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業（地域生活支援事業）

1 事業の目的

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務化が設けられた。
また、障害福祉計画の国の基本指針（告示）により、令和8年度末までの地域生活支援拠点等の全市町村における整備や、コーディネーターの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制等の構築について、成果目標として掲げたところである。
 - 上記を踏まえ、**地域生活支援拠点・ネットワークの整備促進及び機能の充実・強化**に対応するため、必要な事業を実施する。
- ※ 地域生活支援事業の既定メニューである「地域移行のための安心生活支援」を本経費に組み替える。

2 事業の概要

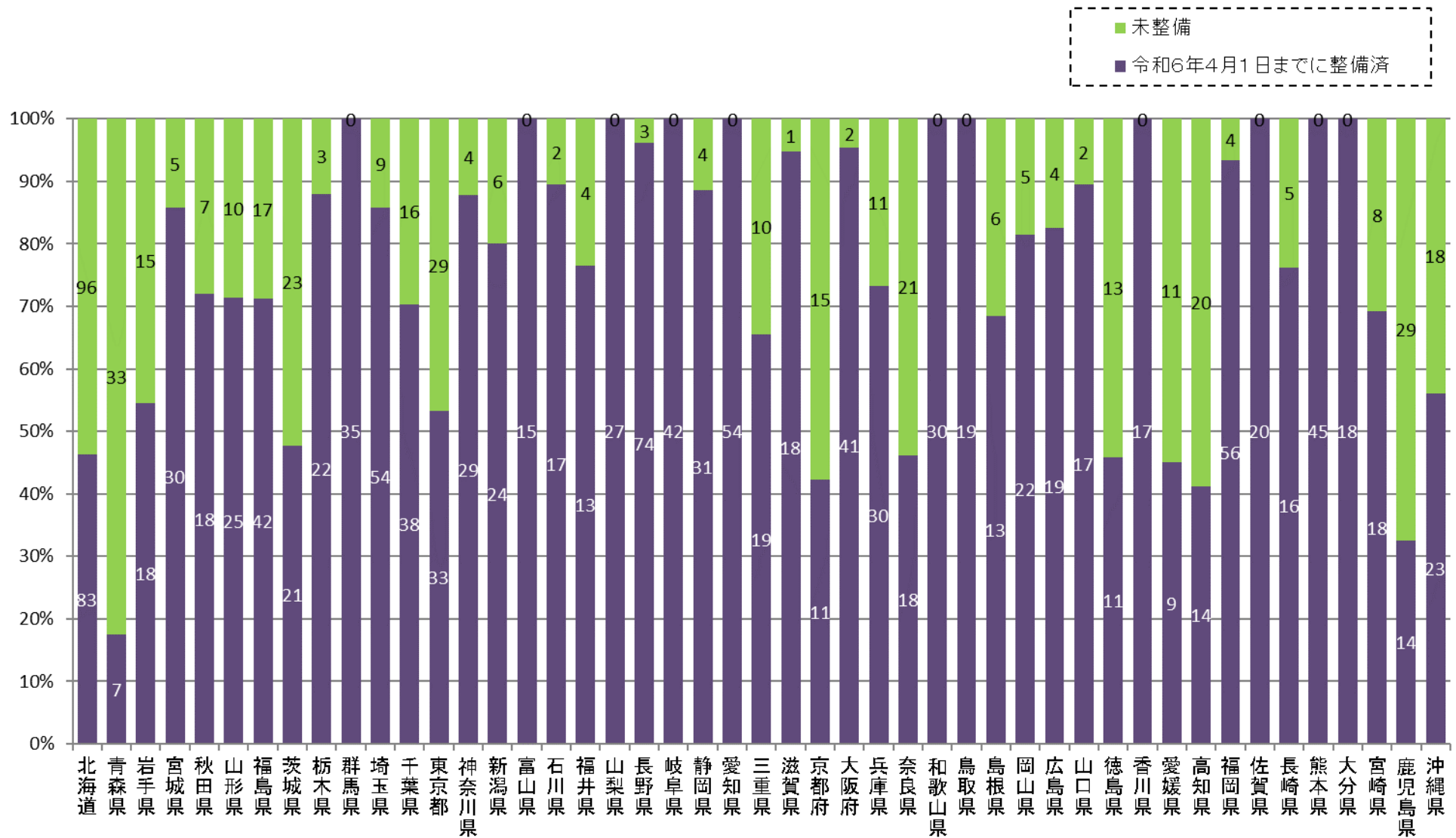
- 地域生活支援拠点・ネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対し、補助を行う。
 - ・ 専門的人材の確保・育成
 - ・ 協議会や基幹相談支援センターとの連携による地域課題のフィードバック
 - ・ 支援ネットワークの構築 等

※ 地域生活支援拠点等において情報連携等の業務を担うコーディネーターの配置等に要する経費について、障害福祉サービス等報酬の算定要件を満たすまでの間は、本事業による補助を可能とする（令和6年度）。
- 地域生活支援拠点・ネットワークが担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）
 - ① 居宅で生活する障害者の緊急時における相談や、宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
 - ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供
 - ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

3 実施主体等

- ・ 実施主体：市町村
- ・ 補助率：国：1／2以内 都道府県：1／4、市町村：1／4

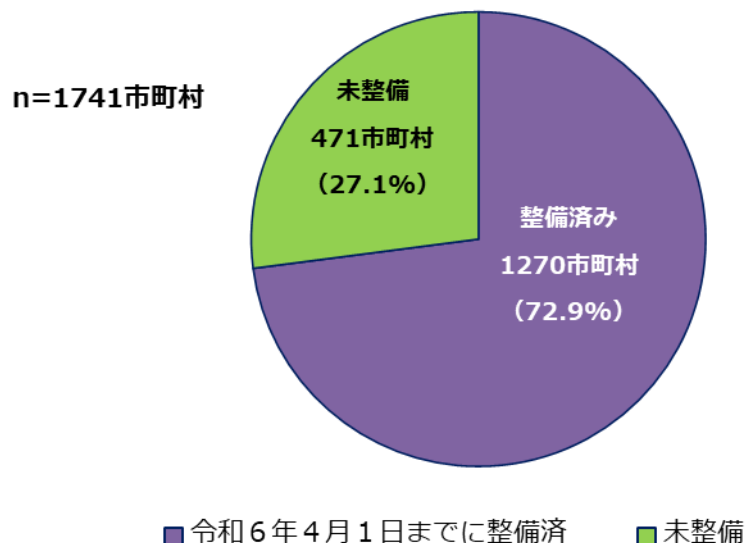
地域生活支援拠点等の都道府県ごとの整備状況（市町村数及び割合）



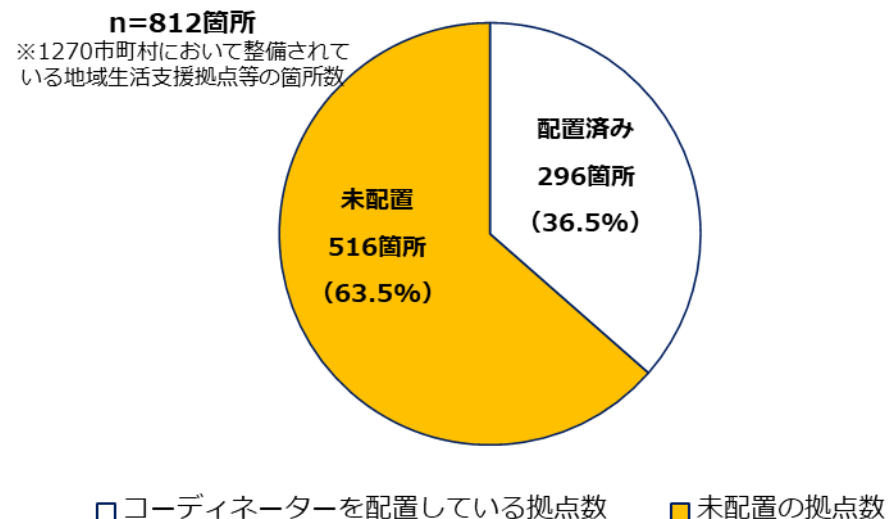
地域生活支援拠点等の整備状況（その他、円グラフ）

※ 小数点第二位以下四捨五入

全国における地域支援拠点等を整備する市町村数



コーディネーターを配置する地域生活支援拠点等の箇所数



地域生活支援拠点等のコーディネーターの人数（人件費別）

